

登録申請にあたっての確認事項（令和８年度登録申請に向けて）

公益財団法人兵庫県スポーツ協会

1 概要

総合型地域スポーツクラブ登録認証制度への申請にあたっては、登録申請の準備に一定の期間を要することが想定されます。令和８年度に新規登録又は登録更新を申請される予定のクラブにおかれましては、必ず本書類にお目通しのうえ申請を行っていただきますようお願いします。

2 登録基準等

（１）総合型地域スポーツクラブの活動のあり方

クラブの活動に関する基本的な考え方については、総合型クラブ育成の基本理念に示す「遍（あまね）く人々が差別なくスポーツの恩恵に浴する」ことができるよう、次の点を踏まえることが求められます。

- クラブにおける活動は、プレイヤーズ・ファーストの視点（住民目線）から導き出されること。
- 各々のスポーツ種目（sports）における既定の実施形態（競技形式、競技方法等）にとらわれることなく、スポーツの本源的な意義を関係者が理解した上で、多様なプログラムを実践していること。
- クラブにおける活動は、クラブ会員（特定の構成員）のみが自己の欲求を充足させる「共益的な活動」ととどまらず、地域づくりまでも視野に入れ、クラブ会員以外の幅広い地域住民の参入を図りつつ、スポーツの「楽しさや喜び」を拡充し普及させる「公益的な活動」であること。
- クラブの活動は非営利であること（活動の充実に目的とした自己財源確保に係る収益事業の実施は除く）。

（２）総合型地域スポーツクラブの組織の在り方

クラブの組織に関する基本的な考え方については、総合型クラブ育成の基本理念に示す「住民の連携・協働によって地域の絆を培い、地域社会の発展に寄与する」ことができるよう、次の点を踏まえることが求められます。

- 住民が日常的にスポーツを楽しむことができる環境の整備に寄与する組織であること。
- 住民同士が連携・協働することができる組織であること。
- 組織外とのネットワーク構築を日頃から実行し、広く開かれ、地域から信頼される組織であること。
- 地域住民の主体的な参画によって推進され永続的な活動が行えるよう、新しい人材を積極的に受け入れ、世代交代を図りながら次世代の育成・継承に係る体制を整えること。
- 多種目・多世代・多志向による活動を目指す組織であること。
- クラブ組織は、クラブが活動の範域（エリア）とする地域の共有の財産であるという考えのもと、クラブ活動の範域を明確にし、地域に根ざした組織づくりを行うこと。クラブ活動の範域は、地域やクラブ実情にもよるものの、地域住民の日常生活圏内であることが望ましい。

(3) 登録基準を満たす

以下の登録基準をすべて満たす必要があります。但し、一部の登録基準に関しては猶予期間が設けられていますので、ご注意ください。

1) 登録基準

＜総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則第3条が定める必ず満たすべき運用ルール＞

基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	
(1) 活動実態に関する基準	①多種目(複数種目)のスポーツ活動を実施している。	・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。
	②多世代(複数世代)を対象としている。	・次の世代区分のうちいずれか2区分以上の会員※2がいる。 (世代区分) A) 未就学児 B) 小学生 C) 中学生 D) 高校生(～18歳) E) ～29歳 F) ～39歳 G) ～49歳 H) ～59歳 I) ～69歳 J) 70歳～
	③適切なスポーツ指導者を配置している。	・日本スポーツ協会(以下「JSP0」という。)が公認スポーツ指導者を養成している競技・種目の定期的な教室活動の指導者のうち少なくとも1名はスポーツコーチングリーダーやスタートコーチをはじめとするJSP0公認スポーツ指導者資格(スポーツリーダーは除く)を有している。なお、JSP0が同等と認める関連資格保有者も可とする※3
	④安全管理体制を整備している。	・クラブの各スポーツ活動における安全管理をスポーツコーチングリーダーやスタートコーチをはじめとするJSP0公認スポーツ指導者資格(スポーツリーダーは除く)が担っている。なお、JSP0が同等と認める関連資格保有者も可とする。※4 ・緊急連絡体制を整備している。※5
(2) 運営形態に関する基準	⑤クラブマネジャー等に専門的知識を有する者を配置している。	・クラブマネジャー、事務局員及び役員というクラブの運営に関わる者の少なくとも1名は、JSP0公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。※4

	⑥地域住民が主体的に運営している。	・総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の最高意思決定機関の議決権を有する者の過半数が、総合型クラブが所在する市町村※6の住民、在勤者又は在学者である（前述の要件を満たせない場合は、総合型クラブが所在する市町村並びに当該市町村に近隣の市町村の住民、在勤者及び在学者を合算すると議決権を有する者の過半数である）。 ・非営利組織である。※7
(3) ガバナンスに関する基準	⑦規約等が意思決定機関の議決により整備され、当該規約等に基づいて運営している。	・規約等※8の改廃に必要な総会・理事会・運営委員会等の意思決定機関の議決について当該規約等に定めている。
	⑧事業計画・予算、事業報告・決算が、意思決定機関で議決されている。	・事業計画・予算、事業報告・決算を議決した総会・理事会・運営委員会等のうち最上位の意思決定機関の議事録が提出されている。※9

※1：定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。

※2：会費・参加費の支払い有無や活動状況に関わらず、クラブが規約等※8で会員として扱っている者を会員としてみなす。

※3：令和11年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。（令和12年度登録申請時からは、移行措置を終了する。ただし、移行措置期間終了時までの基準到達状況により、移行措置の見直しを行う可能性がある）

※4：令和11年度登録認定時までは本基準が満たされないことを理由に、登録を不可とすることはしない。（令和12年度登録申請時からは、移行措置を終了する。）

※5：不測の事態に備え、あらかじめ医療機関をはじめとした各種機関・団体等や総合型クラブ内関係者の緊急時に関する連絡体制を整えていることを指す。

※6：特別区は市町村に準ずる。

※7：営利法人である「株式会社」「合同会社」「合資会社」「合名会社」等は対象外。

※8：規約・会則・定款等を指す。

※9：法人格を有している場合は、法令に定める方法で作成すること。任意団体の場合は、以下の内容が含まれていることが望ましい。

記載内容

(1) 日時及び場所

(2) 議決権を有する者の総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2) 猶予期間とは

登録基準の一部には、すぐに対応することが困難であるため、移行措置として猶予が設けられている基準があります。具体的には次の2つが挙げられます。

- ①クラブマネジャー又は事務局員の少なくとも1名は、日本スポーツ協会公認クラブマネジャー又はアシスタントマネジャー資格を有している。
- ②定期的なスポーツ活動において、日本スポーツ協会が公認スポーツ指導者を養成している競技・種目については、当該競技の公認スポーツ指導者資格を有するスポーツ指導者が少なくとも1名は配置されている。

①及び②の基準では、令和 11 年度登録認定時までには、本基準が満たされないことを理由に登録を不可とすることはしないことになっています。資格取得までのハードルが高いことを理由としており、計画的に人材を育成することができるよう設けられた措置といえます。

いずれにしても、猶予期間が終了する令和 11 年度（予定）以降は本基準を満たす必要がありますので、有資格者の養成に取り組むことが登録申請の前提となります。

3 登録に至るまでの手続き等

登録に至るまでには大きく 3 つのステップがあります。それぞれのステップにおいて必要な検討事項や対応等についてご確認ください。

①クラブ内での合意形成

クラブの規約に基づいて、「登録を行うこと」の意思決定をする必要があります。登録申請時には「スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞の自己説明・公表」も必要となりますので、未対応のクラブは、登録準備と併せて検討が必要です。なお、自己説明の公表完了後、公表内容について毎年見直しを行っていただきますようお願いいたします。

※公表内容の更新がない場合、12 カ月後、24 カ月後、36 カ月後のタイミングで、登録メールアドレスにリマインダーメールが送信されます。自己説明の更新がなく 48 カ月が経過した場合、登録内容を削除する勧告メールが届き、その後も更新がない場合は、登録内容等は自動的に削除されます。

＜スポーツ団体ガバナンスウェブサイト自己説明・公表について＞

<https://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/966/Default.aspx>

②申請書類の作成・提出（提出締切：令和 7 年 11 月 30 日（日））

申請書類は、次ページ①～⑨となります。所定の様式は、本協会の HP からダウンロードください。登録申請の手続きは、専用の登録システムから行います。登録システムにアクセスするには、「マイページ」を作成する必要があります。

＜登録システムマニュアル＞

<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/kurabuikusei/tourokuninnsyouseido/manual/clubmanual.pdf>

＜マイページ作成手順＞

- ・下記 URL にアクセスし、必要事項を入力。すべて入力後に回答をクリックする。

<https://1fbc1817.form.kintoneapp.com/public/740121b4223f64c5e26cd0ecacc4fd8886d85840d39adf4661291d327c07eca0>

- ・入力したメールアドレスに返信メールが届く。
- ・返信メールに記載の URL にアクセスする。メールに記載の ID 及びパスワードを入力し、マイページにログインする。

※ID 及びパスワードはお忘れないよう大切に保管ください。

＜申請書類＞

- ① 登録基準確認用紙（登録システム上で直接入力）
- ② 基礎情報書類（登録システム上で直接入力）
- ③ 緊急時の連絡体制図
- ④ 規約・会則・定款等
- ⑤ 総合型クラブ内で承認を得た当該年度事業計画・予算
- ⑥ 総合型クラブ内で承認を得た前年度事業報告・決算
- ⑦ 評価指標を用いた自クラブの自己点検・評価の結果（指定様式）
- ⑧ 上記⑤及び⑥を議決した際の議事録（任意様式）
- ⑨ スポーツガバナンスウェブサイトを用いた自己説明・公表確認書

③書類審査及び実地審査

提出された申請書類に基づき書類審査及び実地審査を行います。審査の進捗や書類不備等の情報は登録システム上で確認してください。書類審査が終わりしだい、実地審査を行います。実地審査は原則として総合型クラブの代表者及び、その他1名以上の当該クラブの実務を管理する者（クラブマネージャー等）が立会いの下、クラブから提出された書類内容を客観的に確認するために実施します。

実地審査の日程は、本協会の担当よりメールもしくは電話にて調整をさせていただきますので、ご協力をお願いします。

※継続で申請されるクラブについては一定の期間実地審査は免除され書類審査のみの審査になります。

＜登録認証制度のページ＞

申請書類の指定の様式は下記よりダウンロードできます。

<https://www.hyogo-sports.jp/sc/register.html>